

経 済 産 業 省

20220311 貿局第3号
輸出注意事項2022第7号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年3月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和4年3月18日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後

現行

(注1)
(略)
輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）
輸出貿易管理令別表第2の3の規定に基づき貨物を定める省令（令和4年経済産業省令第15号。以下「別表第2の3貨物省令」という。）

(注1)
(略)
輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）
(新設)

(略)
(注2) (略)

(略)
(注2) (略)

0・1 (略)

0・1 (略)

2 輸出の承認 (略)

2 輸出の承認 (略)

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1) (略)

(1) (略)

(1の2) ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3に掲げる貨物に限る。）、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(新設)

(2)～(5) (略)

(2)～(5) (略)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解	積
(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解	積
(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 輸出令別表第2の3の解釈

輸出令別表第2の3解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

(新設)

なお、輸出令別表第2の3中、次の表の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

(新設)

輸出令別表第2の3第2号	輸出令別表第二の三中解釈を要する語	解 釈	
イ	エネルギー密度	平均出力(W)に放電時間(h)を乗じて得た数値を、セルの質量(kg)で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、 kilogramで表した質量で除すことで計算される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間を乗じ、かつ、オームで表した放電負荷とkilogramで表した質量で除して計算することとする。	
	セル	電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。	
	一次セル	外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。	
	二次セル	外部電源から充電できるように設計されているものをいう。	
	超電導電磁石		医療用の磁気共鳴画像診断のために設計したものを除く。
ロ	アナログ方式のオシロスコープの部分品	特別に設計した以下の部品を含む。 イ プラグインユニット	

		<u>ロ 外部アンプ</u> <u>ハ プリアンプ</u> <u>ニ サプリングデバイス</u> <u>ホ 陰極線管</u>	
<u>ニ</u>	<u>別表第2の</u> <u>3貨物省令</u> <u>第4条第二</u> <u>号中の装置</u>	<u>イメージングデバイ</u> <u>ス、光電子素子、弾性</u> <u>波デバイスのようなそ</u> <u>の他のデバイスの製造</u> <u>に使用される装置、又</u> <u>はこれらの製造で使用</u> <u>するために改造した装</u> <u>置を含む。</u>	
	<u>材料の加工</u> <u>装置</u>		<u>材料の加工装置であって、特別</u> <u>に設計した石英製の炉管、炉ラ</u> <u>イナー、パドル（攪拌棒）、ポ</u> <u>ート（特別に設計した籠入れ方</u> <u>式のポートを除く。）、バブラ</u> <u>ー、カセット又はるつぼを除</u> <u>く。</u>
	<u>結晶の引上</u> <u>げ装置及び</u> <u>炉</u>		<u>拡散炉及び酸化炉を除く。</u>
	<u>バッチ方式</u>	<u>単一ウェハーの製造加工のために特別に設計したもの</u> <u>ではない装置であって、同時に2枚以上のウェハーを加工</u> <u>することができるものをいう。</u>	
	<u>単一ウェハ</u> <u>ー方式</u>	<u>単一ウェハーの製造加工のために特別に設計したもの</u> <u>をいう。</u>	

	<u>エッチングパラメータが各個別のウエハーについて独立して決定できるものであって、複数のウエハーを装填し加工することができる装置を含む。</u>	
<u>化学的気相成長装置</u>		<u>減圧気相成長 (LPCVD 装置)、反応性スパッタリング法を用いた装置を除く。</u>
<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号イ(十)中の電子ビーム装置</u>		<u>電子ビーム蒸着装置及び汎用の走査型電子顕微鏡を除く。</u>
<u>ウエハーの表面仕上げ装置</u>		<u>半導体ウエハーの表面平坦化のために行う片面のラッピング研磨装置を除く。</u>
<u>マスク</u>	<u>電子ビーム、エックス線、紫外線、可視光の露光装置で使用されるものをいう。</u>	
<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号ロ(四)1及び2中の装置</u>		<u>写真光学方式を用いたマスク製造装置であって、1980年1月1日以前に商業用のものとして入手できたもの又は同等以下の性能を有するものを除く。</u>
<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号ロ(五)中の検査装置</u>		<u>汎用の走査型電子顕微鏡を除く(ただし、自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。)</u>

	<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号ロ(六)中の露光装置</u>		<u>光学方式の接触型及び近接型のマスク整列露光装置又は接触型の画像転写装置を除く。</u>
	<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号ロ(七)中の装置</u>	<u>電子ビーム、イオンビーム又はX線装置であって直接描画方式のものは、別表第2の3貨物省令第4条第二号イ(十)をいう。</u>	
	<u>別表第2の3貨物省令第4条第二号ハ中の集積回路の組立用の装置</u>		<u>汎用の抵抗スポット溶接機を除く。</u>
ホ	<u>別表第2の3貨物省令第5条第二号中の試験装置及び検査装置</u>	<u>半導体素子以外(イメージングデバイス、光電子素子、弾性波デバイスなど)の検査若しくは試験に使用される装置又はこれらの検査若しくは試験で使用するために改造した装置を含む。</u>	
	<u>別表第2の3貨物省令第5条第二号イ中の検査装置</u>		<u>汎用の走査型電子顕微鏡(自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。)を除く。</u>
	<u>別表第2の3貨物省令第5条第二</u>	<u>光電池及び太陽電池を含む。</u>	

<p><u>号ニ（一）中の半導体素子</u></p>		
<p><u>別表第2の3貨物省令第5条第二号ニ（二）中の試験対象</u></p>		<p><u>次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。</u> <u>イ メモリー</u> <u>ロ 家庭用及び娯楽用の組立品又は電子組立品など</u> <u>ハ 貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第2の3貨物省令第1条イに該当しない電子機器の部品、部品品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。</u></p>
<p><u>別表第2の3貨物省令第5条第二号ニ（二）1及び2中のパターンレート</u></p>	<p><u>試験装置の最大デジタル動作周波数をいう。試験装置が非多重モードにおいて転送することができる最大データ速度に等しい。試験速度、最大デジタル周波数又は最大デジタル速度ともいう。</u></p>	
<p><u>別表第2の3貨物省令第5条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験装置</u></p>		<p><u>走査型電子顕微鏡を除く（電源を入れた半導体素子の非接触プローブのために特別に設計し、その機能を備えたものを除く。）。</u></p>

<p><u>別表第2の3貨物省令第7条中の電子計算機及びその附属装置</u></p>	<p><u>イ 通信装置用のデジタル電子計算機及び附属装置であって、他の装置の主要な要素に該当しない場合は、貨物等省令第20条を参照のこと。</u></p> <p><u>ロ デジタル電子計算機及びその附属装置のための技術は、貨物等省令第20条で判定すること。</u></p>	<p><u>他の装置の主要な要素となっていないものであって、その機能が当該他の装置のために特別に設計した信号処理又は画像強調装置であり、かつ、その機能が当該他の装置に必要な機能に限定されるものを除く。</u></p>
<p><u>別表第2の3貨物省令第7条第三号中の電子計算機</u></p>	<p><u>電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第2の3貨物省令第7条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。</u></p>	<p><u>イ 電子組立品であって、その設計内容により別表第2の3貨物省令第7条第七号に該当する部品として使用するよう設計したものを除く。</u></p> <p><u>ロ デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第2の3貨物省令第7条第二号を超えないよう設計又は改修したものを除く。</u></p>
<p><u>別表第2の3貨物省令第7条第六号中の附属</u></p>	<p><u>内部相互接続機器（バックプレーン、バスなど）、受動的なデータ転送接続機器、ローカルエリアネットワーク用機器又は</u></p>	

	<u>装置</u>		<u>通信チャンネルコントローラーを除く。</u>
<u>チ</u>	<u>別表第2の3貨物省令第8条第二号中の伝送通信装置</u>	<u>イ 次のいずれかに該当するもの</u> <u>(一) 無線装置 (例えば、送信機、受信機及び送受信機)</u> <u>(二) 回線終端装置</u> <u>(三) 中継増幅器</u> <u>(四) 中継装置</u> <u>(五) 再生中継装置</u> <u>(六) 符号変換装置 (トランスコーダ)</u> <u>(七) 多重化装置 (統計的多重化を含む。)</u> <u>(八) 変調器/復調器 (モデム)</u> <u>(九) 多重変換装置 (CCITT 勧告 G701 参照)</u> <u>(十) プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置</u> <u>(十一) ゲートウェイ及びブリッジ</u> <u>(十二) メディアアクセスユニット</u> <u>ロ 次のいずれかを伝送路とする単一又は複数チャンネルの通信で使用するよう設計したもの</u> <u>(一) 電線 (回線)</u> <u>(二) 同軸ケーブル</u> <u>(三) 光ファイバーケーブル</u> <u>(四) 電磁放射</u> <u>(五) 水中の音波伝播</u>	
	<u>別表第2の3貨物省令第8条第二号イに掲げる貨物</u>		<u>民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。</u>
	<u>別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ中の装置</u>	<u>ローカルエリアネットワーク用の装置を組み込んでいる場合は、全ての通信インタフェースを対象とする。</u>	

<p><u>別表第2の3貨物省令第8条第二号ホ(二)中のアナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの</u></p>		<p><u>商用テレビを除く。</u></p>
<p><u>別表第2の3貨物省令第8条第二号へ(一)及び(二)中の無線送信機又は無線受信機</u></p>		<p><u>国際電気通信連合が割り当てた26.5GHzから31GHzまでの間の周波数帯域に適合する民生用の装置を除く。</u></p>
<p><u>別表第2の3貨物省令第8条第二号へ(三)～(六)中の線送信機又は無線受信機</u></p>		<p><u>民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。</u></p> <p><u>国際電気通信連合が定める周波数範囲のみ使用できるものうち、960MHz以下の周波数で使用できるように設計したもの又は総合伝送速度が8.5Mビット毎秒以下のものを除く。</u></p>
<p><u>プログラム内蔵方式の</u></p>	<p><u>交換機能を有するデジタル入出力の統計的な</u></p>	

電子式交換装置	<u>多重化装置を含む。</u>	
<u>別表第2の3貨物省令第8条第三号八中の多重レベルの優先権及びプリエンブション</u>		<u>単一レベルの呼のプリエンブションを除く。</u>
<u>別表第2の3貨物省令第8条第三号チ中のパケット交換機又はルーター</u>		<u>規制値を超えないポート又は回線のものを除く。</u>
<u>別表第2の3貨物省令第8条第三号チ(一)中の通信制御装置</u>		<u>別表第2の3貨物省令第8条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。</u>
<u>別表第2の3貨物省令第8条第五号中のトラフィック制御</u>	<u>統計的なトラフィック条件の予測機能としてのトラフィック制御を含む。</u>	
<u>別表第2の3貨物省令第8条第六号中のフェ</u>		<u>国際民間航空機関の標準(マイクロ波着陸システム(MLS))に準拠する計器を有する着陸管制システムを除く。</u>

	<u>ーズドアレ ーアンテナ</u>		
<u>ヨ</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第15条中 の光学フィ ルター</u>		<u>固定式のエアギャップ型フィ ルター又はリオフィルターを 除く。</u>
<u>タ</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第16条第 五号ロ(二) 中の持続波 レーザー発 信器</u>		<u>多重横モードで発振する産業 用レーザー発振器であって、定 格出力が 2kW 以下のものの うち、総重量が 1,200kg を超 えるものを除く。総重量には、 レーザー発振器を機能させる ために必要なすべての部分品 (例えば、レーザー発振器、電 源、熱交換器)を含み、ビーム 調整及びビームデリバリーの ための外部の光学器械又は光 学部品を除く。</u>
<u>レ</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第17条第 一号中の感 度</u>	<u>機器固有のノイズフロア(測定可能な最も小さい信号) の二乗平均平方根をいう。</u>	
<u>ム</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第23条第 一号イ中の ふっ化化合 物</u>	<u>ふっ化ジルコニウム又 はふっ化アルミニウム 及びこれらの異性体を 含む。</u>	
<u>ノ</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第26条第</u>	<u>IEEE 規格 208/1960 又はこれと同等の規格で定める解 像度をいう。</u>	

	<u>一号中の空 気中で計測 された解像 度</u>		
<u>ク</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第28条第 三号の航空 機用のガス タービンエ ンジン及び その部分品</u>		<u>民間航空機に使用すること になっている航空機用のガス タービンエンジン及びその部分 品であって、8年を超える期間 において民間航空機に使用さ れたものを除く。</u>
	<u>別表第2の 3貨物省令 第28条第 四号の航空 機の部分品</u>	<u>8年を超える期間にお いて民間航空機に使用 されたものを含む。</u>	
<u>ヤ</u>	<u>別表第2の 3貨物省令 第29条の 落下傘</u>		<u>スポーツ用のものを除く。</u>

2-1-1の2 (略)

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する
輸出の承認

ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出令第2条第1項第一
号の三から第一号の七までに規定する輸出については、原則として承認を行わ
ない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことが
ある。

2-1-2～4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであつ

2-1-1の2 (略)
(新設)

2-1-2～4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(1) (略)

(2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであつ

て、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物も輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

(3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物も輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

(4)～(11) (略)

(12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第三号及び第四号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

(13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、は輸出特例とはならない。

て、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ)・(ロ) (略)

(3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであって、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

(イ)・(ロ) (略)

(4)～(11) (略)

(12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第三号及び第四号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

(13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ホ) (略)

(14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの、並びに輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。

同告示第二号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき(社団法人)国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4-2-4～4-3 (略)

5～13 (略)

別表第1 (略)

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分
(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第一号から第一号の七までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物(輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に限る。)に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(2(2)に掲げるものを除く。)であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物(輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に限る。)

別表第3 輸出関係書類の記載要領

(イ)～(ホ) (略)

(14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

同告示第二号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき(社団法人)国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4-2-4～4-3 (略)

5～13 (略)

別表第1 (略)

別表第2 輸出承認等事務の取扱区分
(略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。)であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

(1) (略)

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物

別表第3 輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第二号に該当する場合を除く。）

1-0～1-4 （略）

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1・1-5-2 （略）

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までの貨物に該当する場合にあっては、貨物名称（輸出令別表第2の3の第二に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4～1-5-6 （略）

2・3 （略）

（以下、略）

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第二号に該当する場合を除く。）

1-0～1-4 （略）

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1・1-5-2 （略）

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあっては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4～1-5-6 （略）

2・3 （略）

（以下、略）